

19-6-4 災害時の医療救護活動に関する協定書((社)静岡県歯科医師会)

(県地域医療課)

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県(以下「甲」という。)と社団法人静岡県歯科医師会(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)及び静岡県地域防災計画(以下「防災計画」という。))に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故(大規模な車両事故、航空機事故等)を含む。

3 乙は、関係団体等に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

(県内における医療救護活動への協力)

第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、歯科医師等(以下「医療従事者」という。)の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を、災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設救護病棟及び避難所等(以下「医療救護施設」という。))に派遣する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により第1条第1項に基づく医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等へ派遣する。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合には、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。

(医療従事者の他県からの受入及び他県への派遣)

第3条 甲は、災害により、県内の医療従事者のみでの救護活動が困難と認めるときは、他県に医療従事者の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるように図る。

2 甲は、他県からの支援要請により、乙に対して医療従事者の派遣を要請することができる。

3 乙は、他県の災害に際し、医療救護活動が必要と認められるときは、甲の承認を得て医療従事者を他県に派遣することができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、医療従事者の派遣後、速やかに甲の承認を得るものとする。

(医療救護活動計画)

第4条 乙は、前2条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

(医療従事者の業務)

第5条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急処置及び医療

(2) 死体の検案

(3) その他必要な事項

(指揮命令)

第6条 乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者に対する県内の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町長又は医療救護施設等の管理者が行う。この場合、市町長又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者の意見を尊重する。

2 乙が他県に派遣する医療従事者に対する派遣先の自治体の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は派遣先の自治体が指定する者が行う。

(医療従事者の輸送)

第7条 甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

(医薬品等の供給)

第8条 県内の現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、市町長又は医療救護施設等の管理者が必要な措置を講ずる。

2 乙が他県に派遣する医療従事者が派遣先の自治体の現場において使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、派遣先の自治体が指定する者が必要な措置を講ずる。

(報告)

第9条 乙は、派遣した医療従事者の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

2 乙は派遣した医療従事者に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

(費用)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。

(1) 医療従事者の派遣に要する費用

(2) 乙が供給した医薬品等(医療従事者の携行品を含む。)を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したものと

2 前項に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定める。

3 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

4 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

5 前2項の場合において医療従事者に係る費用を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(損害補償)

第11条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合、乙の医療従事者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和37年静岡県条例第49号)又は静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第34条第1項に基づき補償する。

2 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

3 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

4 前2項の場合において医療従事者に係る補償を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(実施細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(協定の適用)

第14条 この協定は、平成18年3月24日から適用する。

2 本協定発効と同時に平成9年12月25日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定は破棄する。

3 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成18年3月24日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間、協定期間が延長され、その後もまた同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月24日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延

(乙) 社団法人静岡県歯科医師会会長 大久保満男